

# 菊池事件再審

# 国賠

入場無料

## 2017年 秋桜忌

日時：9月9日（土）14時～（13時半開場）

場所：菊池恵楓園内 恵楓会館



2012年11月7日、全療協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）、全原協（ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会）、菊池恵楓園入所者自治会の3団体は、熊本地方検察庁に対して、検事総長を名宛人とする「菊池事件再審請求要請書」を提出しました。遺族による再審請求が困難な中、憲法違反の裁判によりFさんが死刑となったこの事件については、検察官こそ公益の代表者としてこの不正をただすべきだという要請です。

本年3月31日、検察庁は、特別法廷に関与したことは謝罪するが、菊池事件についての再審請求は行わないと回答しました。

これに対して3団体は、検察官が菊池事件について再審請求の権限を有しながらこれを行わないのは違法であると、国賠訴訟を起こすことを決めました。

この裁判は何を問うものなのか？

### シンポジウム「菊池事件再審国賠訴訟とは何か？」

シンポジスト：志村 康氏（菊池恵楓園入所者自治会会長・全原協会長）

森 和夫氏（全療協会長）

内田博文氏（九州大学名誉教授）

徳永達哉氏（熊本大学大学院法曹養成研究科准教授）

徳田靖之氏（弁護士・菊池事件再審弁護団団長）

コーディネーター：馬場 啓氏（菊池事件再審弁護団事務局長）

主催：菊池事件の再審をすすめる会・ハンセン病問題の解決を願う九州のつどい実行委員会

連絡先：菊池恵楓園入所者自治会 TEL096-248-5342 FAX096-288-0337

菜の花法律事務所 TEL096-322-7731 FAX096-322-7732

